

無登録格付の説明事項に係るグループ指定制度の概要

投資者保護を図るとともに金融商品取引業者等の実務の円滑化のための措置を講じるため、無登録業者の信用格付（無登録格付）を提供する際の金融商品取引業者等の説明義務（注）について、以下のとおり内閣府令¹の一部改正を行った（金融商品取引法第38条第3号、平成22年10月1日施行）。

（注）無登録格付に係る金融商品取引業者等の説明事項として、（a）無登録である旨、（b）登録の意義、（c）無登録業者の名称・代表者・所在地、（d）格付付与の方針・方法の概要、（e）格付の前提・意義・限界を規定（金融商品取引法第38条第3号、金融商品取引業等に関する内閣府令第116条の3）。

【説明事項に係るグループ指定制度創設の経緯】

信用格付業においては、複数の法人が「グループ」を構成し、グループ共通の格付方法を用いて格付を付与する例がみられる。「同一グループ」のうちに金融商品取引法第66条の27に基づく登録を行った信用格付業者（以下、「登録業者」といいます。）があったとしても、当該「同一グループ」に属する登録業者以外の法人は無登録業者となる。

こうした中、「説明事項に係るグループ指定制度」では、同一グループ内に登録業者が存在する場合、当該グループに属する無登録業者のうち、

- ① 情報の公表状況等が登録業者と同じ水準であること
- ② 「グループ共通の格付方法等」を採用していること
- ③ 登録業者を通じて「グループ共通の格付方法等」を公表していること

を満たす法人を金融庁長官が指定した場合には、当該法人の付与する格付に係る説明事項（上記（注）参照）のうち、（c）を「グループ名称・グループ内登録業者の名称／登録番号」とし、（d）を「格付付与の方針・方法の概要」又は「格付付与の方針・方法の概要を登録業者から入手する方法」としたもの。

¹ 金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令